

インターネット支店利用規定

本規定は、お客さまと名古屋銀行（以下、「当行」という）インターネット支店（以下、「当店」という）との間で、取引を行う場合の取扱いを定めたものです。本店と取引を行う場合は下記条項のほか、別途当行が定める各取引規定が適用されることに同意したものとします。

第1条 適用範囲

1. お客さまは本規定に基づき、次の各号に定める取引をご利用いただけます。当店の取引では通帳・証書は発行せず、有通帳、有証書への変更も行いません。なお、取扱商品については当行ホームページをご確認ください。また、お客さまは当行本支店のお客さまご本人名義の預金口座を利用してbankstageの利用申込みを完了している場合、(2)～(7)の取引をご利用いただくことができます。
 - (1) 普通預金取引
 - (2) 貯蓄預金取引
 - (3) 定期預金取引
 - (4) 外貨普通預金取引
 - (5) 外貨定期預金取引
 - (6) 投資信託取引
 - (7) その他当行所定の取引
2. 本店で提供するサービス内容、金利、手数料等は当行所定のものとなり、本店以外の当行本支店と、サービス内容、金利、手数料等が異なる場合があります。

第2条 本人の再確認

犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、その他当行が必要と認めた場合は、再度、当行所定の必要書類の提出を求められることがあります。これらの必要書類の提出がない場合(当行所定の期日までに当行に連絡がない場合、お客さま届出の住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、および届出の電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。)、当行は、当該お客さまとの取引の全部を停止し、または口座を解約することがあります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3条 本店との取引方法

1. お客さまは本規定に基づき、次の方法で本店と取引を行うことができます。なお、原則として、本店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。
 - (1) 当行所定のネットワークに接続できるパーソナルコンピュータおよび当行所定のスマートフォン（インターネットに接続できる携帯情報端末）を利用する取引
 - (2) 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機、現金自動支払機を含みます。以下「ATM等」といいます。)による取引
 - (3) その他当行が定めた方法による取引
2. 前項の各取引方法において、本店で取り扱う各取引の種類・業務等は当行所定のものとし、当行本支店の窓口で扱う各取引の種類・業務等と異なる場合があります。
3. 本店の取扱商品・業務等の取引方法については別途定めるものとし、各取引にかかる規定にしたがって取扱われるものとします。
4. 本店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に居住する個人の方に限らせていただきます。

事業を営むための取引につきましては、ご利用になれません。また、成年後見制度利用者（補助・保佐・後見が開始されている方を含む）はこの預金口座を利用することはできません。

5. 第15条第2項の一つにでも該当する場合には、当行は預金口座の利用をお断りします。

6. 当店以外の当行本支店の取引を当店に変更することはできません。また、当店の取引を当店以外の取引店に変更することはできません。

第4条 取引確認方法

当店における取引残高、取引明細等は、当行所定の期間、bankstage を利用してご確認いただけますので、お客さまご自身で取引の都度、または一定期間毎にご確認ください。

第5条 証券類の受入の金利等

当店は、手形、小切手等の発行はいたしません。また、預金口座には、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券類の受入はいたしません。

第6条 代理人カードの取扱い

当店は、普通預金のキャッシュカードについて、代理人カードは発行いたしません。

第7条 マル優の取扱い

当店は、少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

第8条 通帳・証書・残高証明書等

1. 当店では、通帳・定期預金証書の発行はいたしません。

2. bankstage ご利用画面において取引残高または取引明細を表示しますので、取引残高または取引明細はお取引の都度または一定期間ごとに確認してください。

3. 取引の残高証明書等を必要とされる場合は、当行所定の方法により手続きが必要となりますので、bankstage より残高証明書等の発行をお申込みください。なお、残高証明書等の発行にあたっては、当行所定の手数料が必要となります。

4. 届出の住所に郵送した残高証明書等が返戻された場合は、当行は保管責任を負いません。延着した場合や到着しなかった場合等で当行の責に帰すことができない事由により紛争が生じても、当行は責任を負わず、また手数料も返却いたしません。

第9条 諸手数料

1. 諸手数料は、当行所定の口座から払戻請求書等なしに引き落とすものとします。

2. 当行が諸手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として、改定内容もしくは新設内容を当行ホームページに掲示することにより告知します。

3. 当行の任意の変更によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第10条 通知および告知方法

1. 当行からお客さまへの各種通知および告知は、当行ホームページへの掲示、bankstage に登録されたメールアドレスへの電子メールの送信、お客さま届出の住所への郵送または電話番号への架電その他の方法のいずれかにより行います。

2. お客さま届出の住所に郵送した書類が返戻された場合は、当行は、ご郵送後通常到着すべき期間の

経過時に上記書類が到達したものとみなすことができ、保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当行の責めに帰することができない事由により、お客さまに損害が発生するなどの紛争が生じて、当行は責任を負いません。

3. 当行が、届出の電子メールアドレス等に各種通知・告知を行った場合は、通信事情などの理由により延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 当行がお客さま届出の住所または、電子メールアドレス宛に送付または送信した送付物、電子メールが未着として当行に返戻された場合、当行は送付物または電子メールの送付、送信を中止し、当店取引の全部または一部を制限できるものとします。また、それによって生じた損害について当行は責任を負わず、また、返戻された送付物に関して、当行は保管責任を負いません。

第 11 条 商品・サービス等の変更

1. 当行は、当店で取扱う商品・サービス等を契約者に事前に通知することなく任意に変更することができます。
2. 前項については、変更にともない当行ホームページ、bankstage 等を一時停止させていただくことがあります。
3. 前項 1. 2. については、第 10 条に定める通知および告知方法により告知します。
4. 当行の任意の変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 12 条 喪失の届出

1. キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当行へ電話連絡するとともに、当行所定の手続きを行ってください。なお、キャッシュカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただく場合があります。
2. キャッシュカード等を紛失した場合、喪失の届出がなされる以前に生じた損害については、別に定めがある場合を除いて当行は責任を負いません。

第 13 条 成年後見人等の届出

1. 成年後見人制度をご利用の方は、bankstage は利用できません。家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合ならびに任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに成年後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によって届け出てください。
2. 当行はお客さまからの前項の届出により、bankstage の解約手続きを行います。お客さまからの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 14 条 取引の制限

1. 当行は、お客さまに関する情報および具体的な取引の内容等、当行が指定する情報（以下、「預金者情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届け出てください。
2. お客さまから正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他お客さまが本規定に違反または預金者情報等に照らしお客さまとの取

引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、入金、払戻し、振込等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

3. 日本国籍を保有せず本邦に居住するお客さまは、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持していること及びその他必要な事項を、当行所定の方法により届け出るものとします。お客さまが当行に届け出た在留期間が経過した場合には、入金、払戻し、振込等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
4. 第 1 項に定める各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまへの聞き込みおよびその他の事情を勘案し、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し、振込等の本規定にもとづく取引の全部又は一部を制限する場合があります。
5. 3 年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し、振込等の本規定にもとづく取引の全部又は一部を制限する場合があります。
6. 前 4 項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの合理的な説明等にもとづき、取引の全部または一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前 4 項にもとづく取引の制限を解除します。

第 15 条 当店取引の解約等

1. お客さまが、当店の普通預金口座を解約する場合には、当行所定の方法により手続きが必要となりますので、bankstage より口座解約をお申込みください。代表口座となっている当店の普通預金口座を解約する場合、bankstage の契約も解約となります。また、当店で取引口座を残したまま、bankstage の契約のみを解約することはできません。キャッシュカードについてはお客さまの責任において破棄してください。ただし、手数料に未払いがある場合等は、即時に解約しないことがあります。
2. お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知することなく、当店とのすべての取引を直ちに解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
 - (1) 本規定その他の当行が定めた各規定に違反した場合
 - (2) 当行に支払うべき諸手数料の支払いがなかった場合
 - (3) 住所・連絡先変更の届出を怠る等、契約者の責に帰すべき事由により当行に契約者の所在が不明となった場合
 - (4) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合または任意後見監督人の選任がされた場合
 - (5) 支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立などがあった場合
 - (6) 申込内容に虚偽の申告があった場合
 - (7) お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (8) 取引時確認のため再度の必要書類の提出を求めたものの、提出がない場合(当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、契約者届出の住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当行に返送された場合、および届出の電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。)
 - (9) 預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座等の名義人によらず開設されたことが明らかになった場合
 - (10) 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、お客さまについて確認した事項および

前条第1項に定める各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

(11) 当店の預金口座等がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

(12) 当店の預金口座等が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(13) 本条第1号、第9号から第12号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

(14) 前条第2項から第5項までに定める取引の制限が1年以上に渡って解除されない場合

(15) お客さまが、次のいずれかに該当することが判明した場合

(a) 暴力団

(b) 暴力団員

(c) 暴力団準構成員

(d) 暴力団関係企業

(e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(f) その他前各号に準ずる者

(16) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為をした場合

(a) 暴力的な要求行為

(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

(e) その他前各号に準ずる行為

(17) bankstage 申込み後、1年以上利用がない場合

(18) キャッシュカードが郵便不着等で返却された場合

(19) 前各号のほか、解約を必要とする相当な事由が生じた場合

3. 解約時に契約者への返還金などがある場合には、お客さまが指定する金融機関の口座へ当行所定の手数料を差引いたうえ、振り込むものとします。なお、当行が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは行われません。

第16条 免責事項

1. 以下の各号の事由により、bankstage の取扱いに遅延、不能等が生じたことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(1) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。

(2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、システム、通信回線、端末等に障害が生じたとき。

(3) 当行以外の金融機関その他第三者の責めに帰すべき事由があるとき。

2. 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他通信回線等の通信経路によって、盗聴等がなされたことにより、お客さまのパスワード等、取引情報が漏えいしたことによって生じた損害について当行は責任を負いません。

3. 取引依頼時に入力されたパスワード等について、あらかじめお客さまから届け出られたパスワード等との一致を当行が確認するなど、当行が所定の手続きに従い取引時確認を行ったうえは、当該取引

をお客さまの真正な指示に基づく取引として取扱います。

第 17 条 譲渡・質入れ等の禁止

当行の承諾なしに、当行との取引に係るお客さまの地位および一切の権利ならびにキャッシュカードは、譲渡、貸与、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第 18 条 規定の準用

当店との取引において、本規定に定めのない事項については、当行の bankstage 利用規定、各種インターネット専用預金規定、振込規定、キャッシュカード規定等の各条項および当行の手続き、取引慣例等により取扱うものとします。

第 19 条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページによる公表で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 20 条 準拠法および管轄裁判所

1. 本契約の準拠法は日本法とします。
2. 本契約にもとづく当店との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2021 年 1 月 4 日現在)

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772